附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月二日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

3　医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号。以下この項及び次項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この項及び次項において「改正後医療法」という。）第七十条第一項の規定による認定を受けようとする一般社団法人は、改正法の施行の日前においても、改正後医療法第七十条の二第一項の規定による申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、改正法の施行の日において、当該一般社団法人がした同項の規定による申請とみなす。

4　都道府県知事は、改正後医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定をするため、改正法の施行の日前においても、同項の規定による申請の受理、改正後医療法第七十条の三第二項の規定による都道府県医療審議会の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

告　示

○消防庁告示第一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第二項の規定に基づき、消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域を次のように定める。

平成二十九年二月八日

消防庁長官　青木　信之

消防署の組織の管轄区域を定める件

消防法施行令第四十四条第二項の消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域は、次に掲げるものとする。

一　消防署の出張所の管轄区域

二　消防署の管轄区域であって、当該消防署の出張所の管轄区域外のもの

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二号

救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月八日

消防庁長官　青木　信之

救急隊員の行う応急処置等の基準の一部を改正する件

題名を次のように改める。

救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準

第一条中「救急隊員」を「救急隊員及び准救急隊員（以下「隊員」という。）」に改める。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「政令第三十七号」の下に「。次項において「令」という。」を加え、「第四十四条第三項」を「第四十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この基準において准救急隊員とは、令第四十四条第六項に該当する者をいう。

第三条中「救急隊員」を「隊員」に改める。

第五条第一項の表に次のように加える。

(九)	血圧の状態	血圧計を使用して血圧を測定する。
(十)	心音及び呼吸音等の状態	聴診器を使用して心音及び呼吸音等を聴取する。
(十一)	血中酸素飽和度の状態	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。
(十二)	心電図	心電計及び心電図伝送装置を使用して心電図伝送等を行う。

第五条第二項を次のように改める。

2　准救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
(一) 顔貌	表情や顔色を見る。
(二) 意識の状態	ア　傷病者の言動を観察する。 イ　呼びかけや皮膚の刺激に対する反応を調べる。 ウ　瞳孔の大きさ、左右差、変形の有無を調べる。 エ　懐中電灯等光に対する瞳孔反応を調べる。
(三) 出血	出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる。
(四) 脈拍の状態	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈等を指で触れ、脈の有無、強さ、規則性、脈の早さを調べる。
(五) 呼吸の状態	ア　胸腹部の動きを調べる。 イ　頬部及び耳を傷病者の鼻及び口元に寄せて空気の動きを感じとる。
(六) 皮膚の状態	皮膚や粘膜の色及び温度、付着物や吐物等の有無及び性状、創傷の有無及び性状、発汗の状態等を調べる。
(七) 四肢の変形や運動の状態	四肢の変形や運動の状態を調べる。
(八) 周囲の状況	傷病発生の原因に関連した周囲の状況を観察する。
(九) 血圧の状態	ア　自動式血圧計を使用して血圧を測定する。 イ　救急隊員と連携して、手動式血圧計を使用して血圧を測定する。
(十) 血中酸素飽和度の状態	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。

第五条第三項中「救急隊員」を「隊員」に改める。

第六条第一項中「前条」を「前条第一項及び第三項」に改め、同項ア中、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ)　喉頭鏡又は鉗子等による異物の除去　喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する。

を「エアウェイ」に改め、同項ア中、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ)　喉頭鏡又は鉗子等による異物の除去　喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する。